

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県病院局事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程(昭和36年新潟県病院局管理規程第8号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(初任給)</p> <p><b>第6条 (略)</b></p> <p>2 新たに医師等を採用した場合の号給は、別表第4に定める初任給基準表によるものとし、同表に定めのない場合は、前項により決定された職務の級における最低の号給とする。ただし、その医師等がその職務について必要な学識経験等をその職務の最低限度の資格を超えて有する場合には、本文の規定による号給の号数に、<u>県の一般職員の例による医療職給料表(一)の適用を受ける職員の例により得た数を加えて得た数を号数とする</u>号給とすることができる。</p> <p>(初任給調整後の号給の調整)</p> <p><b>第7条</b> 前条ただし書の規定により初任給の調整を行った場合において、<u>前条ただし書きの規定による号給の数に、県の一般職員の例による医療職給料表(一)の適用を受ける職員の例による範囲内の数を加えて得た数を号数とする号給を同条ただし書きの号給とすることができる。</u></p>	<p>(初任給)</p> <p><b>第6条 (略)</b></p> <p>2 新たに医師等を採用した場合の号給は、別表第4に定める初任給基準表によるものとし、同表に定めのない場合は、前項により決定された職務の級における最低の号給とする。ただし、その医師等がその職務について必要な学識経験をその職務の最低限度の資格を超えて有する場合には、本文の規定による号給の号数に<u>経験年数を12月で除して得た数(1に満たない端数は切り捨てる。)</u>を加えて得た数を号数とする号給をもつて<u>その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。</u><u>この場合において、その者の属する職務の級の1級上位の職務の級における最低の号給の額を超える額の号給とすることができる。</u></p> <p>(初任給調整後の昇給期間の調整)</p> <p><b>第7条</b> 前条ただし書の規定により初任給の調整を行った場合における最初の昇給(第8条に規定する昇給を除く。)の昇給期間については、<u>同条ただし書の規定により、経験年数を12月で除して得た数で1に満たない端数を生じ、これを切り捨てた場合においては、その切り捨てた期間の相当する期間を短縮することができる。</u></p>

第2条 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400

9	314,100	419,000	469,500	583,900
10	317,600	420,500	471,300	586,200
11	321,000	422,000	473,100	
12	324,400	423,500	474,900	
13	327,800	424,900	476,700	
14	331,300	426,400	478,500	
15	334,700	427,900	480,300	
16	338,100	429,300	482,100	
17	341,500	430,700	483,900	
18	344,600	432,200	485,800	
19	347,700	433,700	487,700	
20	350,800	435,100	489,600	
21	354,000	436,500	491,500	
22	357,100	438,000	493,200	
23	360,200	439,500	495,000	
24	363,200	440,900	496,800	
25	366,200	442,300	498,400	
26	368,500	443,700	500,200	
27	370,800	445,100	502,000	
28	373,000	446,500	503,600	
29	374,900	447,900	505,000	
30	376,600	449,300	506,700	
31	378,300	450,700	508,500	
32	380,100	452,100	510,200	
33	381,900	453,500	511,700	
34	383,700	454,900	513,000	
35	385,300	456,300	514,300	
36	386,700	457,700	515,600	
37	388,100	459,100	516,600	
38	389,600	460,800	517,900	
39	391,100	462,400	519,200	
40	392,600	464,000	520,500	
41	394,100	465,600	521,500	
42	394,800	466,800	522,300	
43	395,400	468,000	523,100	
44	396,100	469,100	523,900	
45	397,000	470,100	524,800	
46	397,600	471,100	525,600	
47	398,200	472,000	526,400	
48	398,800	472,800	527,100	

	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再任用 短時間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、病院に勤務する医師等に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(施行細則)

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

附則別表

号 給 の 切 替 表

旧 号 給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1

30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	

79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		